

交際費等の損金算入に関する明細書

連 結 事 業 年 度	・ ・ ・ ・	法人名	
----------------------------	------------------	-----	--

御 注 意

1 「2」欄には、連結親法人の期末の資本金の額又は出資金の額が、(1) 1億円以下であるもの、(2) に該当するものを除きます。は「六〇〇万円」に当期の月数を乗じてこれを12で除して計算した金額を記載し、(2) 1億円以下であるもののうち、資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法人による完全支配関係があるものなど法人税法第66条第6項第2号若しくは第3号に掲げる連結親法人（第3号に掲げる連結親法人にあつては、当期が平成23年4月1日以後開始する連結事業年度である場合に限り）であるとき又は1億円超である場合には「0円」と記載します。

3 2 「5」16「欄には交際費等に該当するものを含む科目についてはすべて記載してください。租税特別措置法第68条の66第3項第2号の飲食等の費用については同号の規定を適用する場合には、租税特別措置法施行規則第21条の18の4に規定する書類を保存する必要がありますので御注意ください。

支出交際費等の額の合計額 (19の⑤)		1	円	損 金 算 入 限 度 額 ((1)と(2)のうち少ない金額)× $\frac{90}{100}$		3	円
定 額 控 除 限 度 額 (0円又は600万円)× $\frac{1}{12}$		2		損 金 不 算 入 額 (1)−(3)		4	
法 人 名							計
科 目			①	②	③	④	⑤
交 際 費	5		円	円	円	円	
	6						
	7						
	8						
	9						
	10						
	11						
	12						
	13						
	14						
	15						
	16						
支 出 額 の 合 計 額		17					円
交際費等の額から控除 される費用の額の合計額		18					
差 引 交 際 費 等 の 額 (17)−(18)		19					
個別帰属損金不算入額 (19の①)、(19の②)、 (19の③)又は(19の④) (4)× $\frac{1}{(19の⑤)}$		20					